○田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和58年8月1日

条例第13号

（趣旨）

第1条　この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において「特別職の職員」とは、組合長、副組合長、参与、副参与、議会の議員、監査委員、専門委員、附属機関の委員及び嘱託員をいう。

（報酬）

第3条　特別職の職員の報酬は、別表第1のとおりとする。

（報酬の支給の方法）

第4条　報酬が年額で定められている者については、毎年度3月に支給する。ただし、組合長が特に必要と認めるときは、これを繰り上げて支給することができる。

2　報酬が日額で定められている者については、勤務の都度支給する。

3　年度の中途において、その職に就いた者又はその職を離れた者に対する報酬は、日割計算により支給する。

（費用弁償）

第5条　特別職の職員の費用弁償は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　公務のために旅行したときは、この旅行について旅費を支給する。

(2)　前号の規定により支給する旅費のうち、日当、宿泊料及び食卓料の額は別表第2のとおりとし、日額旅費は1日につき1,800円を支給する。ただし、宿泊料について公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の宿泊料で実費を支弁することができない場合には、実費額（当該実費額が20,000円を超えるときは、20,000円）による。

(3)　嘱託員については別表第2の「その他の職務にある者」の欄を適用し、日額旅費はバス賃実費を支給する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和59年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川市川崎町清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附　則(平成4年条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則(平成13年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成14年3月20日条例第2号)

この条例は、平成14年4月1日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則(平成18年8月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川地区清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附　則(平成19年3月8日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第1条第2号に掲げる第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則(平成21年7月31日条例第3号)

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附　則(平成22年3月23日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成28年2月26日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和元年7月26日条例第4号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附　則(令和3年7月30日条例第4号)

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

職名		報酬の額
組合長		年額　55,000円
副組合長		年額　41,000円
参与		年額　33,000円
副参与		年額　25,000円
議会	議長	年額　39,000円
	副議長	年額　36,000円
	議員	年額　33,000円
監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された者	日額　8,500円
	議会の議員のうちから選任された者	日額　6,100円
専門委員		日額　3,300円
附属機関の委員		日額　3,300円
嘱託員		予算に定められた範囲内

別表第2(第5条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

(単位：円)

組合長 副組合長 参与 副参与 監査委員 議長 副議長 議員 専門委員 附属機関の委員	車賃(1キロメートルにつき)		37
	日当(1日につき)		2,600
	宿泊料(1夜につき)	甲地方	13,100
		乙地方	11,800
	食卓料(1夜につき)		2,600
その他の職務にある者	車賃(1キロメートルにつき)		37
	日当(1日につき)		2,200
	宿泊料(1夜につき)	甲地方	10,900
		乙地方	9,800
	食卓料(1夜につき)		2,200

備考

宿泊料の部甲地方とは、次の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

(埼玉県)さいたま市

(千葉県)千葉市

(東京都)特別区

(神奈川県)横浜市　川崎市　相模原市

(愛知県)名古屋市

(京都府)京都市

(大阪府)大阪市　堺市

（兵庫県）神戸市

（広島県）広島市